

固体量子センサコンソーシアム約款

(総則)

第1条 本約款は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)、国立大学法人東京科学大学(以下「東京科学大学」という。)及び国立大学法人東北大学(以下「東北大学」という。)が共同で設置・運営する固体量子センサコンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)に関して第3条に定める会員に対して適用されるものとする。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、産学が連携し、固体量子センサに関わる企業における量子人材の育成及び量子センサ技術の普及を行い、もって固体量子センサの社会応用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 本約款において、各用語定義は以下のとおりとする。

- (1) 「会員」とは、第6条の規定により本コンソーシアムへの入会の承認を受けた者をいう。
- (2) 「企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める会社及びこれらに準ずる法人で、実質的な企業活動実績を持つ日本法人をいう。
- (3) 「大学等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、私立大学及びこれらに準ずる学校等並びに国立研究開発法人及びこれに準ずる研究機関をいう。
- (4) 「団体」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に定める一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に定める公益法人をいう。
- (5) 「運営委員会」とは、第9条に定める本コンソーシアムを運営するための委員会をいう。
- (6) 「テストベッド」とは、機構、東京科学大学又は東北大学が準備・整備した固体量子センサ用の評価装置をいう。
- (7) 「量子人材育成プログラム」とは、量子人材の育成を目的として機構、東京科学大学又は東北大学により会員に提供される、テストベッドを活用した教育プログラムをいう。

(事業活動)

第4条 本コンソーシアムでは、次の各号に定める活動(以下「本事業」という。)を行う。

- (1) 固体量子センサ技術を企業で担う技術者・研究者の育成
 - (2) 固体量子センサ技術の普及を目的としたテストベッド利用環境の整備
 - (3) 会員に対する量子人材育成プログラムの提供
- 2 前項第3号の量子人材育成プログラムの概要、受講料金及び受講申込書その他受講の方法等については別に定める。

(会員、年会費)

第5条 本コンソーシアムの会員の種別は次の各号のとおりとする。

- (1) Q-LEAP会員 光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)「固体量子センサの高度制御による革新的センサシステムの創出」に実施機関として参画し、本事業の目的及び事業活動に賛同する企業、大学等又は団体。
 - (2) Q-STAR MDS会員 一般社団法人量子技術による新産業創出協議会(Q-STAR)量子マテリアル・デバイス・センシング(MDS)部会に参画し、本事業の目的及び事業活動に賛同する企業、大学等又は団体。
 - (3) SIP会員 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「固体量子センサの社会実装促進に向けた実践環境の構築」の参画機関であり、本事業の目的及び事業活動に賛同する企業、大学等又は団体。
 - (4) 一般会員 前各号に該当しない、本コンソーシアムの目的及び本事業に賛同する企業、大学等又は団体。
- 2 会員は、その会員種別にかかわらず年会費は無料とする。

(入会等)

第6条 本コンソーシアムに入会を希望する企業、大学等又は団体は、別紙様式1に定める入会申請書を第9条に定める運営委員会に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は、前項で提出された入会申請書の内容に基づき、入会の可否及び会員種別を判断の上、承認又は不承認の決定を行い通知するものとする。

(会員登録事項の変更)

第7条 会員は、会員種別に変更があるとき又は自らの活動員構成に変更があるときは、別紙様式2に定める登録事項変更申請書を運営委員会に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は、前項で申請のあった変更事項が会員の種別である場合、その変更について審議の上、承認又は不承認の決定を行い、その結果を申請のあった会員に通知する。ただし、活動員の変更など機構が軽微な変更かつ変更支障がないものと認めた場合は、機構は運営委員会の審議によらず承認通知書を発行できるものとし、直近の運営委員会において機構より当該変更内容を他の委員に通知するものとする。

(退会)

第8条 会員は、運営委員会に別紙様式3に定める退会申請書を提出することにより本コンソーシアムを退会することができる。

- 2 退会申請書が提出されないかぎり、会員資格が継続されるものとする。
- 3 前項にかかわらず、会員が本約款を遵守しないとき、又は、機構、東京科学大学、東北大学若しくは本コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったと認められるときは、運営委員会は、当該会員を退会させることができる。このとき、量子人材育成プログラムの利用料金の残額は返金しないものとする。

(運営委員会の設置及び構成)

第9条 本コンソーシアムの運営のため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長3名
- 3 委員長は、本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 4 委員長は、機構に所属する役職員から機構が任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合にその会務を代行するほか、第11条に定める専門部会の部会長を務める。
- 6 副委員長は、機構、東京科学大学及び東北大学に所属する役職員から1名ずつ選出し、委員長が任命する。
- 7 委員の任期は原則として2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の機能及び役割)

第10条 運営委員会は、本事業の計画、予算及び決算等、本コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、出席する委員の全会一致をもって決定する。ただし、全会一致をもって決定することができないときは、複数の意見のまま報告し、又は少数意見を附して決定することができる。

- 2 運営委員会は、第11条に定める専門部会の活動を総括し、専門部会に対して本事業の活動に資する提言を行う。
- 3 運営委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長又は委員長が指名する副委員長が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 4 運営委員会は、委員全員の出席により成立する。
- 5 委員が委員会に出席できない場合は、あらかじめ当該委員が指名した者を代理出席させることができる。
- 6 運営委員会は、必要があると認めるときは、運営委員会に会員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 運営委員会は、次の各号に定める事項の事務を行う。

- (1) 会員の入会及び退会に関する事
- (2) 会員種別変更に関する事
- (3) 専門部会の設置及び活動に係る庶務
- (4) 報告会に関する事
- (5) 成果の帰属に関する事
- (6) 成果の公表に関する事
- (7) 本コンソーシアムの終了に関する事

(専門部会)

- 第11条 運営委員会は、本コンソーシアム内に、運営委員会の委員長が指名する副委員長を部会長とする専門部会を設置することができる。
- 2 部会長は、専門部会の部員を指名することができる。
 - 3 専門部会に関する事項は、運営委員会で別途定める。

(事務局)

- 第12条 本コンソーシアムの業務を円滑に行うため、機構内に事務局を設置する。
- 2 事務局は、次の各号に定める事項の事務を行う。
 - (1) 運営委員会に付議すべき事項の協議に関する事。
 - (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他機構が必要と認めた事項に関する事。
 - 3 機構は、前項の事務局の業務を外部組織に委託することができる。

(報告会の開催)

- 第13条 運営委員会は、会員を対象に、専門部会を含む本コンソーシアムの活動状況についての報告会を毎年1回以上開催するものとする。
- 2 前項の報告会は、報告書の発行（電子媒体によるものを含む。）をもって代えることができる。

(秘密保持)

- 第14条 本項に定める秘密情報の開示を受けた会員（以下、「受領者」という。）は、本事業に関連して機構、東京科学大学、東北大学又は他の会員（以下、「開示者」という。）から開示又は提供を受けた次の情報（以下、「秘密情報」という。）を、開示者からの書面による事前の承諾なくして、第三者に開示し又は提供してはならず、また、本事業以外の目的で使用してはならない。
- (1) 開示者の技術上・営業上の情報であって、開示者が、文書、図面その他の有形の媒体（電子メールを含む。）により開示し、又は提供するに際し、当該媒体上に秘密である旨を表示したもの
 - (2) 開示者の技術上・営業上の情報であって、開示者が、口頭、映像その他の無

形的方法により開示し、又は提供するに際し、適宜の方法により秘密である旨を表示し、かつ、開示後30日以内に、書面をもって秘密である旨を通知したもの

- 2 開示者から開示又は提供を受けた情報であっても、次の各号の一に該当するものは、これを秘密情報としない。
 - (1) 受領者が、開示者から開示又は提供を受けた時に、既に保有していたもの
 - (2) 開示者から開示又は提供を受けた時に、既に公知であったもの
 - (3) 開示者から開示又は提供を受けた後に、受領者の責めによることなく、公知となったもの
 - (4) 受領者が、正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを客観的に立証できるもの
 - (5) 受領者が、開示者から開示又は提供を受けた秘密情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの
- 3 受領者は、開示者から提供された秘密情報の組成・特性の分析又はリバースエンジニアリングを、開示者の事前の書面による承諾なく行ってはならないものとする。
- 4 特定の会員間で、秘密保持に関する契約（秘密保持に関する規定を含む共同研究契約等を含む。）・覚書等を締結している場合、又は締結した場合は、当該契約・覚書等の対象とする事項については、当該契約・覚書等にて別途定める。
- 5 第1項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報を知る必要がある再開示先（弁護士、弁理士、会計士又は税理士）に対して、都度事前に相手方の同意を得ることなく、開示者の秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、受領者は、本約款に定める自己に課せられた義務と同等の義務を当該再開示先に課すものとし、当該再開示先の義務違反に関して全ての責任を負うものとする。
- 6 受領者は、本事業に携わる各々の従業員並びに秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員に対し、当該秘密情報を開示するときは、当該役員及び従業員に対し、当該秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該役員及び従業員に対して本約款に定める自己に課せられた秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。
- 7 受領者は、開示者の事前の書面による同意を得て秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対して本約款に定める自己に課せられた秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者の義務違反に関して全ての責任を負うものとする。
- 8 受領者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、裁判所又は行政機関等から法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関等に対して当該秘密情報を開示できるものとする。
 - (1) 開示する内容をあらかじめ開示者に書面で通知の上、十分協議し、当該開示者の意見を尊重すること。

- (2) 開示を命じられた部分に限り開示すること。
- (3) 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を文書により明らかにすること。
- 9 受領者は、本事業の範囲を超える目的のために秘密情報の一部又は全部を複製してはならない。また、受領者は、本事業のため秘密情報を複製する必要がある場合は、必要最低限の範囲とし、全ての複製物に複製物であることを明示するとともに、番号を付した上で、本約款に定める秘密情報と同等に取り扱うものとする。
- 10 開示者は、秘密情報に瑕疵があった場合にあっては、受領者に対し、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の正確性及び完全性について一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。ただし、開示者は、受領者に対し、秘密情報を開示する正当な権限を有することを保証する。
- 11 受領者は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏えいした場合には、開示者に対する損害賠償責任を負うものとする。
- 12 受領者は、本コンソーシアムが終了した場合又は本コンソーシアム期間中に開示者から書面による要求がある場合、直ちに秘密情報の全てを開示者の指示に従って、自己の負担により返却又は破棄するものとする。なお、全ての複製物も同様に扱うものとする。
- 13 秘密情報は、開示者から受領者に開示された後においても、開示者の独占的所有に係るものであり、受領者は、開示者の事前の書面による承諾なく、開示者の秘密情報に基づく知的財産権取得のための出願をしないものとする。また、秘密情報の開示は、本コンソーシアムの目的のために秘密情報を使用する権利を認める以外に、明示又は黙示を問わず、特許権、著作権、営業秘密、ノウハウその他の秘密情報に関する権利又はライセンスを相手方に付与するものではない。
- 14 本条に定める秘密保持義務は、会員の資格期間中、及び、会員が会員資格を失った場合であっても会員資格喪失の翌日から5年間、有効とする。

(成果の帰属)

第15条 本事業の成果は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び育成者権の対象となる発明、考案、創作、育成、案出その他の技術的成果をいう。）
- (2) プログラム等（プログラム及びデータベースにかかる著作権をいう。）
- (3) ノウハウ（秘匿することが可能であって、かつ財産的価値を有する技術情報をいう。）
- (4) 成果有体物（研究材料、試薬、試料（遺伝子、細胞、微生物、菌株、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質等の生成成分等を含むが、これらに限定されない。）、試作品（合金、単結晶、ナノチューブ等の生成物等を含むが、これらに限定されない。）又は実験装置等であって、学術的、技術的又は財産的価値を有する有形のものをいう。）

- 2 本事業において成果が生じた場合には、当該成果をなした機構、東京科学大学、東北大学及び/又は会員は、速やかに運営委員会に書面により通知し、その帰属について同意を得なければならない。
- 3 前項の成果が、機構、東京科学大学及び/又は東北大学と会員の共同でなされたものである場合、当該成果はその共有に属するものとし、それぞれの貢献度を踏まえて持分並びに登録出願及び権利化の条件を協議の上決定するものとする。
- 4 前項の場合、当該成果に係る知的財産権並びに成果有体物（以下「本知的財産権等」という。）は、当該成果をなした者が所属する会員、機構、東京科学大学及び/又は東北大学に帰属させなければならない。
- 5 会員のみでなした成果及び当該成果に係る知的財産権の取扱いについては、関係する会員間において別途協議の上決定するものとする。
- 6 運営委員会は、成果の帰属について疑義が生じた場合、関係する会員と協議の上これを決定するものとする。
- 7 前五項の規定にかかわらず、量子人材育成プログラムの実施にあたり、別途、共同研究契約を締結する場合の成果の取扱いに関しては、当該共同研究契約の定めに従うものとする。

（成果の公表）

- 第16条 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は、本事業の成果に関する情報を第三者に開示する場合、又は公表（インターネット上での公表を含む。以下に同じ。）を行う場合、事前に当該成果を創出した会員及び運営委員会の書面による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、量子人材育成プログラム実施にあたり、別途、共同研究契約を締結する場合の成果の公表に関しては、当該共同研究契約の定めに従うものとする。

（輸出管理）

- 第17条 会員は、本事業において、機構、東京科学大学、東北大学又は他の会員から開示された情報を国際的な平和及び安全の維持の妨げを目的として自ら利用してはならず、また、その意思を有する第三者に対して開示、移転してはならない。
- 2 会員は、本コンソーシアムにおける活動に際し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに関連する政省令、国際取決め並びに輸出先の輸出管理に関する法令及び規則を遵守しなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第18条 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は、本事業のために本項に定める個人情報を提供する会員（以下、「提供者」という。）から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定義する「個人情

報」をいう。以下同じ。)について、関連する法令等に基づき善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に提供者の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 他の当事者から預託を受けた個人情報を第三者に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 他の当事者から預託を受けた個人情報を本約款の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は、他の当事者から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は、他の当事者から預託を受けた個人情報を本コンソーシアムの終了日又は会員資格を失った後に速やかに提供者に返還しなければならない。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は、他の当事者から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 6 前五項の規定については、本コンソーシアムの終了日又は会員資格を失った後であっても効力を有するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第19条 暴力団や総会屋等、暴力、威嚇と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下「反社会的勢力等」という。)を排除するため、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、運営委員会は当該会員を除名することができる。

- (1) 会員が反社会的勢力等である場合、又は反社会的勢力等であった場合
- (2) 会員の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等である場合、又は反社会的勢力等であった場合
- (3) 会員の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等への資金の提供を行った場合、又は反社会的勢力等と密接な交際がある場合
- (4) 会員の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等でないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者と関わり、つながりのある者である場合
- (5) 会員が自ら又は第三者を利用して、機構、東京科学大学、東北大学又は他の会員に対し、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、又は会員の関係者が反社会的勢力等である旨を伝えた場合(暴力団等と名乗る行為)

- (6) 会員が自ら又は第三者を利用して、機構、東京科学大学、東北大学又は他の会員に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合
- 2 機構、東京科学大学、東北大学及び会員は、自らが反社会的勢力等に該当せず、また、前項各号のいずれにも該当しない者であることを確約する。
 - 3 第1項により除名された者に対する利用料金の返却は行わないものとし、除名により当該会員に生じた損害について、機構、東京科学大学、東北大学及び他の会員は一切責任を負わない。
 - 4 第1項により会員を除名された者は、機構、東京科学大学、東北大学又は他の会員に生じた損害について、その損害を賠償しなければならない。

(終了)

第20条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかの場合に終了とする。

- (1) 本事業の全部が終了したとき
- (2) 運営委員会において終了の決議がなされたとき
- (3) 会員がいなくなったとき
- (4) 本コンソーシアムの維持が困難と委員長が判断したとき

(終了の手続)

第21条 前条の規定による本コンソーシアムを終了した後の手続については、機構、東京科学大学、東北大学及び終了時に会員であった者による別途協議の上決定するものとする。

(賠償免責等)

- 第22条 機構、東京科学大学、東北大学は、第20条の規定により本コンソーシアムを終了した場合において、これにより会員に生じる損害については、一切その責任を負わない。
- 2 本約款に関して疑義が生じた場合は、運営委員会で審議するものとし、運営委員会において解決が見込めない場合に限り、裁判による解決を図ることとする。この場合、本約款に関する訴えの第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(約款の改廃)

第23条 本約款の改廃は、運営委員会で審議の上決定する。

(その他)

第24条 本約款に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、運営委員会で審議の上で別に定める。

附 則

(施行期日)

この約款の施行日は、令和6年11月1日とする。